平成２６年（フ）第４３２号
埼玉県さいたま市桜区田島４丁目32―７
債務者　山田　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３３号
埼玉県新座市栗原５丁目９―７―203
債務者　桜林　　舞
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南５丁目８―19
債務者　津田　明美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３５号
東京都東久留米市大門町２丁目12―３―805
債務者　岩淵　　敦
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３８号
東京都品川区西五反田５丁目23―11―303
債務者　丸山　弘行
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０号
千葉県船橋市夏見台１丁目20―10―504
債務者　中村久仁子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４３号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目９―９　木乃池プラザ阿佐谷６―103
債務者　勝野　まや
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４８号
東京都あきる野市入野205―１
債務者　野家　啓作（旧名有）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４号
東京都荒川区町屋３丁目13―20―302
債務者　石井　延江
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目20―５―401
債務者　植松　美佳
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４号
神奈川県川崎市川崎区浅田４丁目14―５
債務者　谷島由希子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５号
東京都世田谷区桜２丁目21―14―305
債務者　岡部早菜江
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８号
東京都品川区東品川２丁目６―12―403
債務者　八木　健一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９号
千葉県千葉市稲毛区園生町409―26―Ⅲ―101
債務者　小林　　恵（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７０号
千葉県千葉市花見川区横戸町1573―35―205
債務者　小沼　裕一
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１号
東京都練馬区富士見台２丁目37―６
債務者　蓮沼玲栄子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部